

PwC Tax Insight (No.02/2024) 新たに導入された吸収合併における 税務上の影響

Issued Date: 28 March 2024

タイ歳入局は、新たに導入された吸収合併における税務上の取扱いに関する
タックスルーリングを公表しました。

概要:

2024年2月21日、タイ歳入局は、民商法(Civil and Commercial Code)第1238条(2)に基づく新たな合併制度における税務上の取扱いに関するタックスルーリング(GorKhor 0702/1112)を公表しました。

本タックスルーリングで歳入局は、民商法第1238条(2)に基づく新たな合併スキームは、一方の法人が存続し、他方の法人が存続する法人に合併され消滅するものであり、歳入法典第73条が定める株式会社の新設合併における定義には該当しないとしています。その代わりに、税務上の全部事業譲渡と同様の性格を持つものとして、歳入法典第74条(1)(c)が適用されます。

1. 新たな合併スキームにおける税務上の取扱い

本タックスルーリングには、新たな合併スキームにおける税務上の取扱いを以下の通り示しています。

(a) 法人税

譲渡法人が全部事業譲渡を行った会計年度内に解散登記を行い清算手続きを開始した場合、法人税における課税所得計算は以下のようになります。

当事者	法人税の計算
譲渡法人	法人税の対象となる課税所得計算上、歳入法典第74条(1)(c)は、貸借対照表の資産を解散日の公正な時価で評価することを義務付けています。ただし、不動産の時価は、法人税の課税所得計算において譲渡法人の収益または費用として扱わないこととしています。
譲受法人(存続法人)	譲受法人は、譲渡された資産を帳簿価額で引継ぎ、譲渡法人が適用していた資産の減価償却に関する方針と税率を引継ぐ必要があります。なお、譲渡法人の繰越欠損金を譲受法人に引継ぐことは出来ません。
既存株主	既存株主が存続法人の株式を受け取る際に、全部事業譲渡を行った会計年度内に株式を受け取る場合、キャピタルゲインに対する課税は免除されます。

(b) 付加価値税

全部事業譲渡は、歳入法典第 77/1 条(8)(f)に基づく譲渡とはみなされず、付加価値税は課されません。

(c) 特定事業税

譲渡法人の事業所である不動産の売却収入は特定事業税が免除されます。

(d) 印紙税

譲渡法人において、全部事業譲渡に係る印紙税は免除されます。

2. PwC の見解

民商法によると、新たな合併スキームにおいては譲渡法人の解散登記は要求されていません。しかし、歳入法は譲渡法人が事業譲渡を行った会計年度内に解散登記を行い清算手続きを開始した場合に限り、全部事業譲渡の税制優遇措置が認められています。従って、新たな合併スキームにおいて依然として税制優遇措置が認められるかについては疑問が残ります。

新たな合併スキームの導入は重大な影響を与える可能性があるため、PwC はこれらの点について歳入局からの追加のルーリングや更なる詳細の公表について、引き続き注視していきます。

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては下記担当者にご連絡ください。

PricewaterhouseCoopers (Tel) 0 2844 1000 / (Fax) 0 2286 2666



Tuttapong Kritiyutanont

日本企業部 (Direct Telephone)

魚住 篤志

(0 2844 1157/Mobile:08 18220338)

atsushi.uozumi@pwc.com

武部 純

(0 2844 1209/Mobile:08 48747425)

jun.takebe@pwc.com

中雄 傑和

(0 2844 1559/Mobile:06 25907638)

toshikazu.n.nakao@pwc.com

山鳥 達彦

(0 2844 1276/Mobile:06 32706830)

tatsuhiko.y.yamadori@pwc.com

武藤 慎也

(0 2844 1553/Mobile:06 25907619)

shinya.m.muto@pwc.com

福井 情美

(0 2844 1321)

motomi.fukui@pwc.com

* この日本語版レポートは日系企業の皆様を対象に英語版のオリジナルを翻訳したものです。英語版と日本語版との間に齟齬がある場合は英語版を優先します。また、タイ国における法令の改正動向等の情報提供を目的に発行されたものであり、全ての事例に対して適用されない場合があります。特定の案件につきましては、別途弊社までご相談下さい。弊事務所の許可なくこのレポートの全部又は一部を転載することを禁止します。ご不明の点がありましたら、弊事務所（電話番号：(662) 844-1000）までお問い合わせ下さい。

© 2024 PricewaterhouseCoopers Legal & Tax Consultants Ltd. All rights reserved. PwC refers to the Thailand member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.

At PwC, our purpose is to build trust in society and solve important problems. We're a network of firms in 151 countries with over 360,000 people who are committed to delivering quality in assurance, advisory and tax services. Find out more and tell us what matters to you by visiting us at www.pwc.com.